

■「国内旅行消費喚起事業(集客・周遊イベント実施業務)」に係る企画提案公募に対する質問への回答

【質問受付期間】令和4年3月4日午後2時から令和4年3月17日午後1時まで

※ 類似のご意見・ご提案につきましては、まとめて公表しています。

質問内容		回答
事業内容について		
1	新型コロナウイルスの感染が拡大している中、集客事業を実施するのか。	大阪府市においては、新型コロナウイルス感染防止を図りながら、経済活動を両立させることを目指しており、そのため、本事業も十分な感染防止対策を行ったうえで実施することとしている。
2	今後、さらなる新型コロナウイルス感染拡大が起こった場合、本事業は取りやめになるのか。	新型コロナウイルス感染症の影響による本事業の中止・縮小等については、今後の感染拡大の状況や社会情勢等を踏まえて判断する。
3	集客目標を20万人とする背景や根拠はあるのか。	一定期間に実施可能な大型集客イベントの集客実績を調査し、開催期間あたり10万人程度の集客は可能ということを判断した。本事業では、集客イベントを2回以上実施することとしていることから、20万人を設定。
4	集客目標とする20万人の観光客の詳細な定義はあるか。 (関西2府4県に住んでいる観光客など)	公募要領冒頭等にも記載のとおり、対象は全国の国内旅行者。広報業務についても全国を対象に実施していただく。
仕様書・公募要領等について		
1	(公募要領P1) 委託業務内容(1)の事業のみ応募することは可能か。(あるいは(2)の事業のみの応募でも可能か。)	本事業は委託業務内容(1)～(3)のすべてについて提案が必要であり、いずれかのみでの応募は不可。
2	(公募要領P1) 総額が599,000千円になれば、(1)の業務(上限額450,000千円)と(2)の業務(上限額149,000千円)で事業費を流用することは可能か。(例えば広報予算の一部を集客/周遊イベントに充当できるのか?)	それぞれの業務間での事業費の流用は不可。
3	(公募要領P2) 府内の観光資源で特に押さえておくべき箇所やコンテンツはあるか。	集客ターゲットにあった観光資源、コンテンツを活用いただければよい。 なお、府内の観光資源は、「大阪ミュージアムHP」や大阪府が発行する「DISCOVER OSAKA」でも紹介している。 (参考) 「大阪ミュージアムHP」 https://www.osaka-museum.com/index.html 「DISCOVER OSAKA」 https://www.pref.osaka.lg.jp/miryokuzukuri/discover_osaka/index.html
4	(公募要領P2) イベント実施時期について。フォーカスすべき時期はあるか。	実施時期については、ターゲットの集客が見込める時期を設定いただければよい。
5	(公募要領P2) 集客イベントを興行型イベントという形態で企画することは可能か。	イベントの形態は問わないが、入場料等を徴収する場合は、様式3の応募金額提案書の提案金額合計欄は、経費から収入を差し引いた金額を記載すること。また、内訳欄にも収入の項目を追加すること。

質問内容		回答
6	(公募要領P2) 周遊イベントにおける最新技術活用の具体的なイメージ(AR/VRなど)はあるか。	幅広い世代が府内周遊を楽しむことができるものを想定しており、特定の技術の活用を求めるものではない。
7	(公募要領P2) 「参加者から入場料を徴収し、事業費に充当することは可」とあるが、入場料収入は「応募金額提案書」の内訳に記載する必要があるか。	入場料を徴収し、事業費に充当する計画であれば、様式3の応募金額提案書の提案金額合計欄は、経費から収入を差し引いた金額を記載すること。また、内訳欄にも収入の項目を追加すること。
8	(公募要領P2) 「参加者から入場料を徴収し、事業費に充当することは可」とあるが、イベントやキャンペーン全体に対してスポンサーを募ることは可能か。	スポンサーを募ることは可能。スポンサーから協賛金等を得て事業費に充当する場合は、様式3の応募金額提案書の提案金額合計欄は、経費から収入を差し引いた金額を記載すること。また、内訳欄にも収入の項目を追加すること。 なお、スポンサー企業・団体等の選定は、実行委員会との協議対象となる。イベント実施の際は、スポンサー企業等のイベントではなく、本事業のイベントであることがわかるように運営・広報すること。
9	(仕様書「7その他」) 本事業により得た成果物および成果物に使用するために作成した素材の著作権はどうなるのか。	仕様書7(3)著作物の譲渡等に記載のとおり。本事業の成果物等は、本事業の発注者である国内旅行消費喚起事業実行委員会に帰属する。
10	(説明会動画) 業務の主要な部分以外(かつ契約金額総額の50%を超えない範囲)の発注は、共同企業体に所属している企業から、共同企業体以外の企業・団体に発注しても問題ないのか。 再委託が認められた事例はどのような内容か。	原則として、次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認する。 1. 業務の主要な部分を再委託すること ※業務の主要な部分とは、委託業務の目的を達成するための主たる業務をいう。 2. 契約金額の相当部分を再委託すること。 ※契約金額の相当部分とは、契約金額総額の50%を超える場合をいう。 なお、契約後、再委託を実施する場合は、実行委員会と協議すること。 申し込み時点で再委託の範囲を超える場合は共同企業体を組織すること。
11	(説明会動画) 「業務の主要な部分を委託しない場合」や「契約金額総額の50%を超えない範囲での再委託の場合」は、共同企業体を組織しなくてもよいのか。	左記の場合、共同企業体を組織することは不要。本業務の主要部分以外を再委託することを前提とし、契約金額総額の50%を越えない再委託は、再委託申請を提出すれば、再委託が認められる場合がある。ただし、契約金額総額の50%を越えない再委託が複数あり、全体として再委託部分が契約金額の半分以上を超えるようなものは再委託を認められないため、共同企業体を組織すること。
審査について		
1	プレゼンテーションの持ち時間は何分か。	説明会動画でお示したとおり、15分。
2	どういった方が審査するのか。	地域の観光資源の活用や、情報発信について知見を有する方に審査していただく。事業者間の公平性を期すため、詳細については回答不可。

質問内容		回答
その他		
1	説明会に参加していなくても企画の提案は可能か。	可能。説明会への参加の有無が、審査に影響することはない。
2	様式1の応募者は、本社が府外にある場合は大阪支店・営業所の代表者名でよいか。	原則は代表機関(代表取締役)または表見代理である必要がある。 ※表見代理 1.社長、副社長、会社法第354条の表見代表取締役 2.支配人、本店営業部長又は支店長(支社長)等、商法第24条の表見支配人 それ以外の場合は、代表機関(代表取締役)からの委任状、使用印鑑届を作成し、提出が必要である。(様式6、様式8参照)
3	公募にあたっては、大阪府の入札参加資格が必要か。	入札参加資格は問わない。 ただし、公募要領P4「8 参加資格」(6)に記載のとおり、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する場合は、応募できない。
4	企画提案書について。様式2への記載に加え、別途企画提案書を作成することは可能か。	可能とする。
5	企画提案書について。様式2へPowerPointで作ったデータを画像で張り付けることは可能か。	様式2へ張り付けると内容が判読できない場合があるため、様式2の別添資料として、PowerPointで作成した資料をそのまま提出していただきたい。
6	副本について。各部門の責任者は無記名とするが、実績などの詳細の記載は必要か。	公募要領P3の6(3)の「提案にあたっての留意事項」に記載のとおり、業務責任者としての適性を判断できる情報は記載いただく必要がある。
7	納税証明書について。新型コロナウイルス感染症の影響により、納付の猶予申請を行っており、納税証明書が取得できない場合はどのように対応すればよいか。	直近(令和2年度)の納税証明書に、納付の猶予申請書(都道府県税事務所・税務署の受付印押印)のコピーを添付して提出すること。
8	法人登記簿謄本や納税証明書はコピーでもよいか。	コピーの提出も可能。ただし発行から3か月以内のものであること。
9	他会社と共同で事業を行いたい場合は、どのように対応すればよいか。	共同企業体として協定を結び、必要書類を提出すること。
10	大阪府市・大阪観光局所有のHPやSNS等で告知が可能か。	大阪府市・大阪観光局のホームページやSNSに、本業務に関する内容を掲載することは可能。掲載にあたっては、各団体の掲載ルールに従っていただく必要がある。
11	大阪府市・大阪観光局の公式SNSアカウント(LINEなど)をプラットフォームとした広報施策、周遊施策の検討は可能か。	仕様書4(2)の1に記載のとおり、SNSの利用にあたっては、本事業用のアカウントを新たに作成いただく必要がある。ただし、本事業のSNS等で発信された内容を、大阪府市・大阪観光局のSNS等に掲載することは可能(別途掲載ルールあり)。
12	様式5について。構成員の押印は必要か。	「各通に構成員が記名押印し」と記載している通り、押印(法人印等)が必要。
13	本店所在地が変更になり、書類提出締切日までに公的な変更手続きが完了しない場合、法人登記簿謄本や納税証明書は旧住所のままでも差し支えないか。	旧住所のままでも必要書類を提出して差し支えない。ただし、申請様式には、新住所を記入いただくので、本店所在地が変更になったことが分かる書類(取引先への案内状、ホームページの所在地掲載ページなど)を添付していただきたい。

質問内容		回答
14	支払について。中間払いはあるのか。	中間払いはない。支払は事業終了後の精算払いとなる。
15	直近、4年前(2018年)からの大阪府外(海外を除く国内)からの、観光宿泊客数及び観光来阪数の年間データを示して欲しい。大阪府全体と大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州と5つのエリアごとのデータを希望。	<p>下記HPを参考にされたい。</p> <p>【観光宿泊者数】 (大阪府HP)https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/toukei/index.html 「大阪の延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数」</p> <p>【観光来阪数】 (国土交通省観光庁HP)https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shouhidoukou.html#cp1 2010年度以降調査結果(調査拡充後)の【参考】都道府県別集計表(確報)</p>